

事 務 連 絡
平成19年3月30日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）に手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準に係る取扱いについて」の送付について

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）等あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願い致します。

事 務 連 絡
平成19年3月30日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) } 殿
国民健康保健主管課(部) }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）に手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準に係る取扱いについて

顎口腔機能診断料を算定するに当たっては、「特掲診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第94号）及び「特掲診療料に施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）に基づき、当該療養を行うために必要な下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋電図検査が行える機器を備えることが要件とされているところである。

今般、流通している下顎運動検査及び咀嚼筋電図検査を行う機器の多くが保険適用されていないことが判明したことから、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

- 1 顎口腔機能診断料の施設基準を満たす下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋電図検査が行える機器は、保険適用されているものでなければならないこと。
- 2 ただし、平成19年3月30日現在において、既に受理している顎口腔機能診断料の施設基準に係る医療機器が保険適用されていない場合であっても、平成19年3月31日までの間は、施設基準に適合しているものとみなすものであ

ること。

また、平成19年4月1日以降において、当該医療機器が保険適用されていない場合にあつては、平成19年5月31日までに施設基準を満たす医療機器を購入する旨を、平成19年4月30日までに地方社会保険事務局長に届け出た場合に限って、新たな医療機器を購入する日までの間は引き続き施設基準に適合している医療機器とみなして差し支えない。

- 3 なお、平成19年6月1日時点においても、当該医療機器が保険適用されていない場合又は保険適用されている医療機器を購入していない場合（納品待ちの場合を含む。）には、施設基準を満たさないものであることから、同日までに届出の取り下げを行い、同日以降は顎口腔機能診断料、顎離断等に係る費用及び手術前後における歯科矯正に係る費用は算定はできないものであること。

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成19年2月1日

薬事法承認番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
21600BZZ00327000	ナソキガラ7II	ナソキガラ7II	4548161106002	株式会社ジーエ	下顎運動路描記装置

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成19年3月1日

薬事法承認番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
16000BZZ01095000	K6ダ イグノスィンシステム	K6ダ イグノスィンシステム		株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
16300BZZ00204000	K6ダ イグノスィンシステムEX	K6ダ イグノスィンシステムEX		株式会社モリタ	筋電計(I)
20200BZY00090000	ハイオパック	ハイオパック		株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
21500BZY00382000	テントクラフト ハイオパック	テントクラフト ハイオパック		株式会社モリタ	筋電計(I)
20800BZY00781000	ハイオパック WINDOWS	ハイオパック WINDOWS		株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
20200BZZ01137000	テントクラフト ハイオパック WINDOWS	テントクラフト ハイオパック WINDOWS		株式会社モリタ	筋電計(I)
20200BZZ01208000	顎運動測定器 MM-JI-E	K6- I ダ イグノスィンシステムEX		株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
20600BZZ00180000	シロノアライザ -III	K6- I ダ イグノスィンシステムEX	9108	株式会社松風	筋電計(I)
20700BZZ01145000	ドライットJNK	顎運動測定器 MM-JI-E	4980884979981	カノース株式会社	下顎運動路描記装置
21000BZY00494000	ナソキガラ7	シロノアライザ -III	JKN	株式会社オヒー	下顎運動路描記装置
21200BZY00407000	K6- I ダ イグノスィンシステムEX	ナソキガラ7	4548161135941	株式会社小野測器	下顎運動路描記装置
21200BZY00568000	キャブ イックス コンパ	K6- I ダ イグノスィンシステムEX		株式会社モリタ	筋電計(I)
21300BZZ00269000	キャブ イックス ダ イグノスィン	K6- I ダ イグノスィンシステムEX	04548188057202	白水貿易株式会社	下顎運動路描記装置
21400BZY00134000	シロノアライザ -IV	キャブ イックス ダ イグノスィン	04548188075411	カノース株式会社	下顎運動路描記装置
21500BZY00022000	K7Iハリエーションシステム	シロノアライザ -IV	4980884010851	株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
21600BZY00115000	アルクス テイマ	K7Iハリエーションシステム		株式会社モリタ	筋電計(I)
21600BZZ00044000	WinJaw システム	K7Iハリエーションシステム	4562195051640	株式会社城楠齒科商	下顎運動路描記装置
21700BZY00195000	Zebris 超音波動作解析器 CMS-	アルクス テイマ		株式会社モリタ	筋電計(I)
	松風顎運動測定器 MM-J2	WinJaw システム	1510023	株式会社松風	下顎運動路描記装置
	K7IハリエーションシステムEX	松風顎運動測定器 MM-J2	454162061300	株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
		K7IハリエーションシステムEX	4560222475575	株式会社モリタ	下顎運動路描記装置
			4560222475582		
			4560222475599		
		K7IハリエーションシステムEX	4560222475575		筋電計(I)
			4560222475582		
			4560222475599		

ただし、筋電計(I)については医療メーカーで保険適用となっている機器もあるため、届出機器の保険適用が確認できない場合によっては厚生労働省保険局医療課に問い合わせること。(担当官 宮原 内線3282)